

## 令和2年度第1回徳島県動物愛護推進協議会次第

### 議事

- 1 令和元年度実績報告
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律の改正及び条例改正について
- 3 譲渡要領について
- 4 その他

令和元年度「第1回徳島県動物愛護推進協議会」

令和元年8月26日（月）14:00～

（司会 矢野）

定刻となりましたので、只今から令和元年度「第1回徳島県動物愛護推進協議会」を開催いたします。本日、進行を務めさせていただきます動物愛護管理センターの矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、動物愛護管理センター所長、坂東よりご挨拶を申し上げます。

（徳島県動物愛護管理センター 所長 坂東 英明）

失礼します。動物愛護管理センター所長の坂東でございます。令和元年度「第1回徳島県動物愛護推進協議会」の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。また、平素より徳島県の動物愛護管理行政に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、徳島県では、人と動物がともに暮らせる社会の実現に向け、国の動愛法や新たに基本指針の策定に先立ちまして、本年4月に「きずなの里」を核とした施策を盛り込んだ本県ならではの推進計画を新たに策定しております。

具体的に申しますと、ボランティアリーダーの育成やボランティアによる譲渡数の増加、それから動物愛護意識の向上のために遠足や体験型教室、インターンシップの受け入れの強化、災害時のペット対策強化として災害ボランティアの募集やマイクロチップの装着推進の実施など、これらの施策によりまして、犬猫の収容、引き取り頭数の削減、殺処分の削減を目指し、人と動物の共通感染症対策にも取り組んでいるところでございます。

当計画の策定にあたりましては、昨年度の推進協議会で皆様から忌憚のないご意見やご提言を頂戴いたしまして、改めて御礼を申し上げます。

さて、本年の6月19日、改正動愛法の交付を受けて、今後、県でも国の動向を注視しながら必要な施策や事業、また条例の改正につきましても検討を行うこととしております。

本日の議題では、本県が抱える課題についてご報告するとともに、課題の解決に向け多方面からご助言を賜りたいと思っております。また、委員の皆様から頂いた意見を参考にいたしまして、今後様々な施策や事業を展開し、県民との共同により、助けられる犬猫の殺処分ゼロを目指してまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、本日も忌憚のないご意見、ご発言をよろしくお願い申し上げます。本日は、どうかよろしくようお願いいたします。

(司会)

それでは、本日まで出席いただいております委員のご紹介をさせていただきます。土橋委員から、時計回りにご紹介させていただきます。

公益社団法人徳島県獣医師会副会長、土橋委員でございます。

(土橋委員)

どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

続きまして、公益社団法人日本動物福祉協会顧問、山口委員でございます。

(山口委員)

山口でございます。どうぞよろしく願いします。

(司会)

山口委員におかれましては、初めてという委員の先生方もおいでだと思いますので、少しご紹介をさせていただきます。大阪府立大学農学部獣医学科卒業後、英国・カナダにおいて動物福祉に関する研修を受けられ、英国王立動物虐待防止協会、RSPCAのインスペクターの資格を得られております。

現在、公益社団法人日本動物福祉協会の顧問として、それから環境省中央環境審議会動物愛護部会臨時委員、また動物愛護管理の在り方検討会の専門委員等をお務めになっておられます。

続きまして、ヒトと動物の関係学会、宮本委員でございます。

(宮本委員)

宮本です。どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

徳島県愛玩動物協会会長、渡部委員でございます。

(渡部委員)

渡部です。よろしく願いします。

(司会)

NPO法人HEART代表、スーザン・マーサー様でございます。

(マーサー委員)

よろしく申し上げます。

(司会)

続きまして、学校法人野上学園ブレーメン動物専門学校学長、豊實委員でございます。

(豊實委員)

よろしくお願いたします。

(司会)

ジャパンケネルクラブ、賀川委員でございます。

(賀川委員)

よろしく申し上げます。

(司会)

本日、代理出席をいただいております、徳島県教育委員会学校教育課、阿部統括指導主事でございます。

(阿部委員(代))

阿部です。どうぞよろしくお願いたします。

(司会)

続きまして、徳島市長会からのご推薦をいただきました、徳島市市民環境部市民環境政策課長、鶴澤委員でございます。

(鶴澤委員)

鶴澤です。よろしくお願いたします。

(司会)

徳島県町村会からご推薦をいただいております神山町住民課課長、代理で本日出席いただいております。

ます高橋主事でございます。

(高橋委員(代))

高橋です。どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

それから、公募委員といたしまして、谷委員でございます。

(谷委員)

谷です。どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

もうひとつ、戎谷公募委員におかれましては、本日遅れておられますが、ご都合によりというよう  
なことでございます。

引き続きまして、事務局でございます。安全衛生課課長の山本でございます。

(山本課長)

山本です。よろしく申し上げます。

(司会)

同じく安全衛生課、係長の真鍋でございます。

(真鍋係長)

真鍋です。よろしく申し上げます。

(司会)

主任主事、鎌田でございます。

(鎌田主任主事)

よろしく申し上げます。

(司会)

動物愛護管理センター所長の坂東でございます。

(坂東所長)

坂東です。よろしくお願いいたします。

(司会)

それから、主任の片山でございます。

(片山主任)

片山です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

最後に矢野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、今回、委員改選がございましたので、協議会の会長を選任する必要がございます。そこで事務局から、山口委員を会長としてお願いできないかという風に考えておりますが、委員の皆様のご意見を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。

(土橋委員)

これは、会長は委員の互選ということで、行政が頭ごしに「これをお願いする」というのは、これはあってはならないことなんですね。ここは前にも言いましたけど、委員にお任せをしていただいて、私どもが意見を申し上げて、それで徳島県の愛護推進事業をしっかりと前を向いてやっていくということでお話を進めさせていただいているので、行政サイドが「ああしなさい、こうしなさい」と言うのは、この委員会においては出過ぎではないでしょうか。

(司会)

分かりました、ありがとうございます。土橋委員からのご意見がございました。「互選でどうか」というご提案でしたが、他の委員の皆様から推薦もしくは自薦でも結構ですので、ご提案等ございましたら、お願いします。

(渡部委員)

前期、会長を務めさせていただきましたので、今期はぜひ山口委員にお願いできたらと思うのですが、けれども。

(宮本委員)

それぞれ専門性の高い方がいらっしやると思いますので、またご意見が色々あるんだろうなと私もいち委員としては思うのですが、色々今までのご活動を拝見した限りにおいては、やはり色々な実際の現場のケースも手掛けてこられて、国内外の最新の動物福祉の事情にも通じていらっしやると思いますので、私はぜひ山口先生に会長になっていただいて、またあとその下にそれぞれの立場でのご意見が集約できたら良いのではないかなと考えております。

(司会)

ありがとうございます。今、委員からのご提案で「会長は山口委員でどうか」というご提案をいただきました。山口委員にお願いすることとしてよろしいでしょうか？（「異議なし」の声多数）それでは山口委員、会長としてよろしくお願ひいたします。

それでは、山口会長にご挨拶と議事の進行をお願いいたします。よろしくお願ひします。

(山口会長)

今、会長を仰せつかりました山口と申します。本当は「私でいいの？」というところがあるのですが、たぶん私が一番年上なんだろうなという風に思いまして、まあ仕方がないかなと思っております。

環境省の委員として今回の法改正にも関わらせていただいたのですが、環境省の環境部会で出たこと以外にも、私たちの委員会の中以外のところで議員さんの間でポンと付け加わったりすることもあつたりしますので、蓋を開けてみないと分からないというようなところもありました。

それで、徳島県も法改正に伴って条例改正とかしていけないといけないんだろうという風には思いますが、もう既に徳島県においては色々活動を官民一緒になってやっておられると思うんですね。それは凄く私も外から見ていて感心させていただいていたところなのですが、本当に法律にもありますように「人と動物の共生」ということで、真の共生って何？ということをしつかり考えていきたいと思ひます。

どうしても、前回の法改正で「殺処分ゼロ」という言葉が入って、それ以降ものすごく皆さん自治体が努力されているのですが、世の中の解釈がちよつとねじれた方向に行つてしまつて、結局センターで殺処分をすることはならん、ということで色々な愛護団体に全部動物が回り、個人に動物が回り、それがひいては多頭飼育崩壊ということにつながつていのは、もう全国すべての自治体で起つていることではあります。

ですので、ここの目標にされていらっしやる、譲渡適性のある子のゼロももちろんやつていかなきゃいけないんですけど、それだけではなくて徳島県民の意識向上、そしてセンターに動物をなぜ連れて行くの、私はもうこの子は家族だから一生うちで幸せにという、県民がすべてそういう意識になつてくれたら、センターも動物愛護団体も要らないという状況になりますので、最終的にはそれを目標

に皆さんと一緒に良い方向に施策が進められたらいいかなと思います。

ここは、やはり誰かが誰かを突き上げるとかいう場ではなくて、やっぱりみんな一緒になって徳島県の動物行政が日本一の行政に向かっていけるようにする場だという風に思っていますので、皆さんどうぞよろしくお願いします。(拍手)

(司会)

ありがとうございます。戎谷委員、少し遅れて申し訳ございません。今、会長の選任ということで、他の委員の皆様のご推薦がありまして、会長を山口委員にお願いするということまで、はい。どうぞよろしくお願いします。

(戎谷委員)

分かりました。

(司会)

それでは、引き続いて議事進行を山口会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(山口会長)

それでは、お手元に配付されております「次第」に従って進めていきたいと思ひます。まずは5ページの「徳島県動物愛護管理推進計画について」というところをご説明いただければと思ひます。事務局から、よろしくお願いたします。

(事務局 片山)

動物愛護管理センターの片山でございます。「徳島県動物愛護管理推進計画」について、ご説明させていただきます。座って失礼いたします。

昨年度、こちらの方、この協議会の中でもご議論いただきまして、出来上がりがこちらの冊子になってございます。この概要がこちらでお手元にお配りしているのですが、冊子の方が5ページ目からになっておりますので、こちらの冊子を用いてご説明させていただきます。5ページ目の方をご覧ください。

まず、動物愛護管理推進計画とは何ぞやというところが、5ページ目のスライドに書いてある訳なんですけれども、計画の目的としましては先ほど所長の挨拶の中でもありまして、「人と動物がともに暮らせる『うるおいと喜び』のある地域づくり」実現のために、この計画を策定しているということでございます。下段の方に移っていただきまして、この計画の実施期間につきましては10年

間ということでございます。

次の方、めくっていただきまして、6ページ目のスライドでございますけれども、こちらにこの計画の概要を5つの施策に分けて記載させていただいております。まず1つ目が、①動物の適正飼養の啓発と徹底ということで、1-1犬の登録と狂犬病予防注射から説明させていただくのですけれども、徳島県内の接種率というのが今のところ約64%ということで、これは登録数から算出した数字となっております。

実際に登録されていないままに飼育されておられる方もいらっしゃると思うんですけども、その推定飼育頭数から換算すると実際は52%ぐらいではないか、というようなところでございます。実際、70%以上の接種率がないと狂犬病がもし侵入した際に蔓延を防げないということが統計的に言われている訳でございますが、それからは下回った数字となっているという現状でございます。

続きまして、7ページ目に移らせていただいて、その上段を見ていただくと、1-2犬猫等による迷惑行為対策ということで、この辺りのことについて愛護センターの方にもお問い合わせというか苦情というか、そういったものを頂いている訳でございます。

特に多いのが、○の4つ目なんですけれども、安易な餌やり行為への指導啓発、「□□の△△さんが餌をやって、そこに猫が集まっている。子猫が産まれているので指導をしてほしい」と、そういったお問い合わせというのも毎日のように頂いております。その中で「餌をあげるのなら飼ってください。それが無理なのであれば避妊・去勢手術をしてください」というような話をしております。

避妊・去勢手術につきましては、1-3に手術の助成の話が書いてある訳なんですけれども、平成30年度で883頭について県が経費を1/2負担する形で助成しております。ただ、この県の予算枠としてはまだキャパシティがあって、十分全部使われている訳ではないという部分がございますので、より使っていただけるように市町村さんの方に依頼をしております。

今年度から、次の○のところなのですが、これまでは1頭につき5千円の助成というものだったんですけれども、これを1万円に改定したというところでございます。

続きまして、下段の方に移りまして、1-4犬・猫の終生飼養の推進というところでございますけれども、3つ目の○のところを説明させていただきますと、高齢者の方からの引き取りが今、依頼とか相談も含めて毎日のようにある現状で、毎日2~3件ぐらい電話が掛かってきたり、直接来所されて相談というのがあります。

引き取りについて相談が色々ある中で、多いのがやはり高齢者に関係した、引き取り手がない、飼ってる方が亡くなったとか、飼っている方が入院したとかですね。その身内の方、親族の方が県外にいらっちゃって、犬なり猫が取り残されている、それを何とかしてくれというような要望が毎日のようにあるような状況です。

実際、どれぐらいの相談件数があるかという、下段の方に書いてあるんですけども、昨年度の段階で犬が171件、猫が187件、相談件数がございます。そのうち実際に引き取った数がある下に書

いてございまして、犬が42頭（うち子犬12）、猫が51頭（うち子猫6）というような状況でございます。

続きまして8ページ目、1－5犬・猫の所有者明示措置ということで、登録した犬については鑑札であったり、狂犬病の注射を打てば済票が発行される訳なんですけれども、センターに入ってくる迷い犬の中で登録・鑑札ですとか済票を付けている個体というのは、ほとんどいないのが現状です。

鑑札が付いていて返還になる数は年間で10頭前後ぐらいしかないので、まだまだマイクロチップと合わせても10頭ちょっとぐらいしかおりませんので、なかなかまだこの所有者明示措置というのが十分に行き届いていないというのが現状でございます。

このマイクロチップの装着については法改正の部分もございまして、後ほどご説明させていただくんですけれども、現在、平成31年3月時点で、枠の中の数字なのですが、徳島県の装着頭数でいうと犬が6,837頭、猫が2,506頭ということでございます。

続きまして、下段に移りまして、1－6動物遺棄・虐待防止対策というところでございますけれども、この遺棄・虐待につきましてはそもそもが犯罪だということを踏まえて、センターの方にもよく電話で問い合わせをいただきます。「□□に、段ボールの箱に子犬が入れて捨てられている」、その時にはまず警察さんの方に通報してくださいという話をしております。

なので、まずは犯罪であるということを県民の方に広く知っていただいて、そういった犯罪行為があった時には警察に通報する。センターに最終的には収容される訳なんですけれども、いきなりセンターが収容するのではなくて、警察からの捜査を受けて、犯人が捕まる可能性、摘発される可能性は非常に少ない訳なんですけれども。

いずれにしても、警察に通報しない限り、その可能性というのはゼロになってしまいますので、センターとしてはまずは遺棄というのは犯罪、虐待というのも犯罪ということを周知して、警察の方で捜査を受けていただいてから、行政の方で引き取るというような流れを徹底しているところでございます。

あとは、遺棄の多い場所につきましては、チラシ等をセンターの方から送付させていただいたり、相談いただければ送付をしているところでございます。

1－7地域猫活動の推進ということで、これは助成金がありますので、そういうものを使ってくださいと、そういった啓発をしているところでございます。

続きまして、9ページ目の上段へ移らせていただいて、先ほど山口会長の方からも話がありましたけれども、②助けられる犬・猫の殺処分ゼロに向けての取組みということで、今回この計画の中で言葉の定義を明文化させていただきました。殺処分ゼロということではなくて、助けられる犬・猫を助けていくということをこの計画の中で明確化したところでございます。

助けられる命、犬・猫の定義が下に書いてあるのですが、軽度の疾患・怪我、高齢・幼齢、大型、譲渡希望者が現れない。そういった動物についても現状では全てを譲渡できている訳ではない

というのが今の徳島県の実情としてあります。

これは、そもそも譲渡希望者がいらっしゃらなくて、センターのキャパシティの問題とマンパワーの問題等で、特に幼齢とか高齢とか、ちょっと手の掛かってしまうような個体については処分とか、そういった現状があります。本来であればそういった動物というのは助けていかななくてはならない動物であると、そういう風に定義というか明文化したというところがございます。

逆に、どうしても助けられない、言うなれば殺処分も止むを得ない個体もいる。どういう個体かという、助けられない犬・猫、それ以外の動物と言えるんですけど、収容中に亡くなってしまったとか、治癒の見込みのない負傷や病気がある、車に轢かれて重度の怪我を負っていて治療が無理だとか。

攻撃性がある人々を噛んでしまうような危険性が高いとかですね、あと感染症を拡大させるおそれがある、そういった個体については殺処分も必要であるというような定義づけで、助けられる犬・猫については殺処分ゼロに向けて取り組んでいくということを明文化したものでございます。

その下段に、具体的な措置というか、対策として推進していかなければならない内容として、まずは飼い主の方に返還をする。センターに毎日のように犬・猫が入ってくる訳なんですけれども、その中には当然元々飼われていたであろう犬もたくさんいます。首輪が付いているけど飼い主が迎えに来ないとかですね。そういったものをできるだけ返還していくということで、マイクロチップであったり、所有者明示を徹底していただく。

それから、そもそも愛護センターに収容されていることをご存知ない方も、特にお年寄りの方なんかは、友達に聞いてセンターに入っていることを聞いたと、それまでセンターの存在を知らなかったという方もいらっしゃいますので、県内で犬が収容されたら最終的には愛護センターにやってくるということを周知する。

なので、もし犬・猫が迷子になったら愛護センターに取りあえず連絡をくださいという話をしていくんですけども、それを徹底していく。また、そういった事実を広報、外に発信していくということです。

それから、返還ができなかった場合ですね。どうしても飼い主さんが現れなかった、そもそも飼い主がいなかった動物だったという時に、新しい飼い主さんへ譲渡していくということが必要になってきますので、ボランティアの方と連携して譲渡を推進していく。

あとは、きずな里ができましたので、これを活用してマッチングルームを新しく作っておりますので、そういったところで譲渡を推進していく。あとは県際間（広域）譲渡ということで、県内だけで譲渡していくということでは母数が限られておりますので、県外にも譲渡を増やしていくということが必要という風に考えております。

続きまして、10ページに移っていただきまして、③災害対策ですけれども、3-1災害時における動物の救護対策ということで、市町村さんの防災計画とか、避難所運営マニュアルというものを整備していただくように、担当者会の中でもお願いしてきたところでございます。

そういったところもありまして、下の枠内【参考】のところなんですけれども、5月の時点で徳島県は24市町村あるんですけれども、22の市町村で「市町村地域防災計画」の中で、ペットの取扱いについて記載が改められた。

更に、「市町村避難所運営マニュアル」につきましても、18市町村の方で策定されたというところでございます。これをできるだけ早く24市町村すべての所で計画を策定していただいて、マニュアルを作成していただくように促しているところでございます。

続きまして、下段の方ですね。3-2人と動物の共通感染症の話ですけれども、特に4つ目の○ですね。医療・獣医療間のネットワークの構築ということで、これまでは例えば病院の中で何か伝染があって、何かよく分からないけれども対症療法の中で治癒していった。

でも、実際は動物から移っていた、そういった病気もあると思います。そういったものが例えばSF-TSであったりとか、そういうものが医療の進歩といいますか、そういうのでどんどん明らかになっている部分もあると思うんですけれども、そういった医療と獣医療との間でネットワークの構築というのが必須である。

徳島県では、動物病院でそういったSFTSに感染していて、その飼い主さんが体調が悪いと、そういった情報があれば県庁の方に情報が上がってきて、情報共有が速やかに行われるような体制があるんですけれども、そういった体制をより強固なものにしていかなければならないというところがございます。

愛護センターとしては、動物から来る病気もあるんだよということを一般の方に、適切な飼い方も含めて啓発していく必要があるというところがございます。

続きまして、11ページ目が、今のSFTSの話なんですけれども、県内の飼い猫・飼い犬の感染も複数確認されているということで、本来であればマダニから感染する病気で、人間が山の中に入って行ったらいつの間にかマダニに噛まれて感染するという風に言われていたのですが、実際には飼い猫や飼い犬も感染していて、検査すればSFTSが検出されていたということで、中には飼い猫経由で人に感染しているという事例も見つかっているという状況でございます。

また、狂犬病についてなんですけれども、徳島県内でタヌキとか野生動物をはじめ、検査している訳なんですけど、この端緒としては平成25年、台湾の方で野生動物で、それまで清浄国と言われていたのが平成25年に野生動物から検出されて、実は狂犬病が侵入していた、蔓延していたという事実が明らかになった。

これを踏まえて、徳島県でも野生動物に対するモニタリング調査の方を始めたという背景がございます。今のところ犬とか猫、それからタヌキとかキツネとか、合わせてだいたい70検体ぐらい検査した訳なんですけど、全て陰性というところがございます。

続きまして、下段の方に行きまして、④事業者等による動物の適正な取扱いの推進ということで、この取扱業の部分については法改正の部分でまたお話しさせていただく訳なんですけれども、センタ

一としても取扱業の場合は施設確認をしてから登録している訳なんですけれども、それを適切に継続して行って指導していければという風に考えております。

続きまして、12ページに移らせていただきまして、⑤多様な活動主体との連携・協働の推進、ここが今回の肝というか重要な点なんですけれども、愛護センターだけですべてができる訳ではありません。

それで、実際には愛護センターの場合、色んなボランティアの方であったりとか、動物愛護推進員の方であったり、そういった方の力を借りながら、協力し合いながら動物愛護の推進をしていかなければならないということで、そういった方々の連携、ネットワークの構築というのが必要という風に考えております。

きずなの里の活用としては、そういったボランティアの方のネットワークを作っていただく、もしくは愛護センターがそのネットワークをもっと活用していくために、きずなの里ができたという背景もございますので、そういった会議も含んで開催していただければという風に考えております。

5-2学校における動物愛護の推進ということで、小学校低学年ぐらいの小さいお子さんをメインとして、命の大切さということを伝えていく必要性があるというところで、「学校飼育動物ネットワーク事業」というのがある訳なんですけれども、これを継続して行って、センターから犬や猫を連れて行って触れあっていただいて、命の大切さを知っていただく。

また、獣医師会さんの方にもご協力いただいている訳なんですけれども、実際に学校で飼育しているウサギとか、そういった動物とどうやって触れ合っていけば良いのか、そういったことを指導いただいているところでございます。

また、所長の挨拶の中でもありましたけれども「きずなの里」にですね、こちらから学校に行くということもやっている訳なんですけど、センターに来ていただくという部分をもっと活用していく必要性があるという風に考えております。

今は、小学校の方とか、夏休みに学校の自由研究とか宿題でちょっと見せてほしいとか、ちょっとお話を聞かせてほしいということで、週に1組ぐらい来ているんですけれども、できるだけ対応して施設の中を案内したりして徳島県の実情を知っていただいて、お子さんの方の勉強に活かしていただいている状況でございます。

下段の方に「推進体制」ということで、この色んな方がいらっしゃる訳なんですけれども、これは個々が独自に頑張るといふことも必要なんですけれども、連携し合うということですね。その体制を作るということが必要であるという風に考えております。

ちょっと駆け足で申し訳ないんですけれども、「動物愛護管理推進計画」について説明をさせていただきました。

(山口会長)

どうもありがとうございました。それでは、今ご説明いただきました「動物愛護推進計画」について、ご質問・ご意見等がございましたら、お願いいたします。では、土橋先生から。

(土橋委員)

私も獣医なので、自分の仕事の方で気になることがあるんですが、去勢手術はやはり県の予算、県の方が半分ぐらい残っているということで、市町村さんやっってくださいねという形で啓発や支援されているんですけど、なかなか市町村さんが動いてくれないみたいなんですけど、これは市町村、県、どっちなんですか、行政サイドから考えて。

だから、そこが結構障害になって、今、地域猫なり野良猫なり使い方がどうのってことで、半分残ってるって、みんなから税金を貰っていて、それが残っていて、市町村がダメなのか、行政力の腰が弱いのか、行政サイドとしてはどう考えているんですか？

(事務局)

この助成金というのは、有るということは担当者会の時には、毎年2回程度やっていて、それは各市町村さんの狂犬病の担当の方が集まって、例えば登録を推進しましょう、きちんとしましょうとか、狂犬病をきちんと受けてもらいましょうとか、そういった実績がこんなぐらいですよとか、そういったことを話す場なんですけれども。

その中で、動物愛護に関係するその他の事業についても話し合う場があつてですね、その中でこういった予算があつてまた活用してくださいと、そういった話はしてきた訳なんですけれども、市町村さんによっては、そもそもこの助成金を使えるということをご存知ない方も中にはいらっしゃるのことは事実です。

実際には、徳島市さんのように早くから活用していただいている所もあれば、なかなかまだ自分の市町村の中でそういう問題があるということ、言葉は悪いかもしれませんが、あまり知らないということですね。あまり重く捉えていない市町村さんも実際にあつたのが事実です。TNRって何？という方もいらっしゃいました。

それは、それまで我々の方が十分に、ここでこれだけ苦情がありますよとか、この市町村さんでこれだけ苦情がありますよとか、そういった具体的な話ができなかった部分もあるのかなと思います。

逆に、そういった苦情があるということ、助成金を活用してこられた自治体さんもいらっしゃると思いますので、そういった部分については担当者を通じて、もっとより分かりやすく、ここでこれだけ猫の苦情がありましたよとか、そういったものを今後は提示して行って、より身近というか自分の自治体でそういうことがあるということ、分かっていたらいい話とか、資料の出し方というのが必要かとは考えております。

(土橋委員)

せっかく予算を取ってくれているのに、末端の方ができないと仕方がないというのが現状なんですね。正直、地域猫がいるところで生活してる子たちが来ますよね。現場で開業している者としては、子猫の数がだいぶ増えてきている訳です。私たちが言うのは、お父さん・お母さんにはもうちょっと市町村に、何とか下からもっと突き上げてくださいと、これはこんなことを獣医が言って良いのか分からないですけど。

一般の方が、連れてきてくれている方の、どういう裁量の中でやりくりしながら、可哀想だからと連れてきてくれているということで、実際行政サイドには権利がまだ半分残っている。お金あるやろと、そのお金を上手く市町村の方まで、こういうところが県の力の見せ所じゃないのかな。

それをやってもらうと、市町村さんによってはやはり、こういう言い方をしたら怒られるかもしれないけど、お金がある所と無い所が確かにありますよ。うちの町村もやりたいよと、指摘されると厳しいんだけど、そこは県に入っただいて、頭数は少なくともできている、末端でやっている、希望があるというのは確かにあるので。

私たちが飼い主に対して行政を突っつけよと、表現は悪いんですけどね、そこに行ってくださいと、お金いっぱい残っているからとか、そういうことは私も言いませんけど、これだけここに残っているんだからもうちょっと、ここに書いてあるように「市町村へ積極的な活用を依頼」というのをもうひと押し、せっかく有るお金、これだつて毎年・毎年使っていかなかったら、いずれチビチビチビと小さくなっていくのではないですかね、予算というのは。

せっかくこれだけ予算を付けてくれているものを、私たちなり行政サイドさんも、もうちょっと方法を変えてね、ありきたりの指導というのではなくて、ちょっと違う方に何か私たちも行政サイドさんの方も考えていただいて、そうしないとせっかく今まで皆でやってきて、地域猫がやっとなくなりましたよ。またこれ、しなくなったので一気に増えてきましたよ。

結局、死に銭だと思っんですね。生き銭を使わないと、有るんだつたらしっかりやらないと、せっかく今までやってきたことが、ここでチンタラしていたら、また元の木阿弥で、本当に増えますよ。現に増えているのは事実ですからね。

これが県に予算がない、市町村もないというのだったら、これは大変なことだけど、こうやって見ていると、まあまあ予算的にはあって、市町村さんに頑張ってくださいとお願いしていますよ、応援してますと言うけど、市町村さんの方はあまりピンと来ていない。

ここがもうちょっと何か、ストレートがダメだったらカーブでも良いから何か投げてね、市町村さんが動くようなことを考えていただけるように、それに対して獣医師会がどうこうするということは、それはさせていただきますけど、行政がやはりこういうように動いてくれないと。

やはり市町村さんにしてみると、獣医師会がどうだこうだ言うよりも、県から言われる方が実際に

こたえる。だから頑張って上からももう少し、真っすぐではなくて少し変わった面から指導的なものや  
やっていただいて、それに対して獣医師会も一緒になって色んなところから、サイドから攻めていっ  
て、せっかく有る予算を有効に使って、環状的に野良猫が少なくなる。

私たちサイドから言わせてもらえば、猫もみんなマイクロチップをやめて登録するかねみたいな、  
そうしないと罰則を作らないと、一般の方は産んだら産んだで「どこかに行っちゃいましたよ」とい  
うような方も多いのでね、そこのところをしっかりとやれるような。

お金がなくて動けないんじゃないくて、お金はあるみたいなんだから、そこのところをもう少しどう  
にか、もうあとひと押し頑張ってほしいなと思いますけどね。

(谷委員)

関連して(「どうぞ」)、今、先生がおっしゃったことなんですけど、私も現場の方から色々相談を  
受けるんですけど、まず5千円というのは安かったので、現場の方が「それだったら…」というの  
があるのと、今回1万円に上げたことで私も勧められるんですけども、やはり手続が凄く面倒なんで  
す。

だから病院の方に固定、こういう子がいまして、こういうことをしてと凄く手続きが面倒なので、  
もっとそこを簡素化していただくとか、そういう形で振込も個人でなくて病院にさせていただくとか、  
そういうことで簡素化していただけると、やはり現場を持っているボランティアさんとかそういう方  
は凄く忙しい方ばかりなので、そういうことをすると使うが増えるというのは、他のボランティ  
アさんもおっしゃっていますし、私もそうです。

それと、先生が今おっしゃったように、我々ももう少し地元の者が各自治体に声を上げて、やはり  
徳島市さんと地元のボランティアさんが動いているので、そういう形をしてくださっていますけど、  
やはりそれぞれの自治体のボランティアがもっと声を上げていかななくてはいけないのかなと、私自身  
の反省も含めて思いました。以上です。

(宮本委員)

1点は今、先生がおっしゃっていただいた不妊手術のことなんですけど、やはりセンターさんの方  
から自治体の方に働きかけをしてくださっているのも凄く分かるんですが、実際それぞれの自治体の  
窓口担当の方々を見ているとかなり格差があって、でもそれはたぶん徳島市と、例えば私は那賀町な  
んですが、那賀町の予算規模とかマンパワーの差が歴然と出てきている感じがして。

先ほど谷さんがおっしゃったように、私もTNRの現場で活動する者の1人なんですけど、猫の対応だ  
けで手いっぱい、猫と病院のことでいっぱいのところ、更に慣れていない自治体での手続きとか色  
々、その時間が凄く惜しい。

過渡期だから仕方がない、これはきっとスムーズにいけるようになると思いがらいつているんで

すけど、たぶん獣医師さん、病院の側にも理解していただいて、県の方もしていただいて、あと谷さんがおっしゃったようにボランティアの方もそれぞれの地域の自治体に辛抱強く働きかけをして、そして県の方にも言っていただいて、というので進めていかないと、なかなか難しいのかなという風には感じております。

確かに色々やっている側の方からも、凄く制度が使いにくくなって困っているというような生の声が現場では聞こえてきますので、ちょっと検討していただきたいと思います。

それと、もう1点なんですが、第一種動物取扱業者の説明を先ほどしていただいて、登録とか譲渡についてよく分かったんですが、廃業・閉業で抹消した後について、確認というのはどの程度されているのかなというのが1つ。

というのは1件、登録を更新できなくて、高齢とか色々事情があつたらしいのですが、業者さんが登録を更新できなくて自然消滅で抹消してしまったところが、そのまま動物を抱えたままになって、そのまま中で増えに増えて、最終的に放出してしまって近所で大変な状況になってしまった。

近所の人たちが周りの猫は不妊したけど、犬たちもチワワとかダックスとか小型の犬が何ヶ月もいて、あるものは交通事故で亡くなり、あるものは誰かが連れて行ってくれたかも分からないけど、だんだん減ったけどやはり何頭か残っている、というのがあつたりして。

抹消したから、もう登録がなくなったから業者ではないというのではなくて、たぶんそうなったら一般の飼い主になるのかも分からないですが、そうするとたぶん一般の飼い主の多頭飼育崩壊になってしまうと思うので。

たぶん徳島の状況を考えたら、業者さん結構高齢の方がたくさんいらっしゃって、これからこういう風なケースも出てくるのではないかなと思いますので、ちょっとそこもご一考いただければと思います。以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。確かに避妊・去勢手術の実績、きちんと予算を取っていただいているのに、半分しか使われていないというのは、私もこれを見た時にウン？とか思って、避妊・去勢手術というのは本当に今、犬もそうですけど特に猫のコントロールの基本になりますので。

せっかく苦勞して予算を取ってくださった、これを何とか全部使って、避妊手術をしないと猫はどんどん、年に3回ぐらい産んだりしますから、あっという間に増えてしまいますので、だからそういうところ、皆さんが声を上げていただいた。

何とかうまく自治体と、市町村と県の方でやりとりを持ってやっていただけたらなと、せっかくの予算を、もうありませんと言うほどに皆さんが活用いただけたらなと思います。そこがたぶん基本になるだろうという風に思います。

自治体の方としてはどうですか、今まで頂いたご意見。

(鶴澤委員)

手続きが確かにもう少し簡素化すれば、もっとボランティア活動が活発になるというご意見、非常にありがたいと思います。

ただ、そちらの活動の話を行政の立場からさせていただきますと、徳島市は前々から飼い主のいない猫に対するサポートを、5千円で100頭体制、元々は200頭体制で受け皿を作っていたのですが、昨年度の実績というのは20頭程度しか実際にご活用いただけなかった、実績を上げていただけるようなボランティア活動がなかなか付いてこられなかったということがあります。

それは、手続の話もあるのかもしれませんが、そういうような実績を長い間、受けられている徳島市の財政当局の方からすると、もう少し100頭体制・200頭体制は多すぎるというか、ただ実績を調べますと避妊・去勢手術が1万7~8000円という報告をいただいていたので、現行の5千円から県と同じように単価1万円まで上げることができて、今年度、実は1万円で30頭しか予算が付いていないのですが、もう1週間でパンクしたという状況です。

これは、地域猫さんの方の繁殖期の具合もあるのかもしれませんが、ただ一生懸命それぞれの市町村が、私は一応市長会の代表で来ておりますので、鳴門市、小松島市ほかの市が付いてこられない動きではあるかもしれませんが、それぞれの市町村は精一杯のことをやっただけしているつもりでおりますが、もうひとつ現場とうまく歩調が合っていないと言いますか、温度が合っていないところは確かにあると思います。

(山口会長)

町村の方は、いかがですか？

(高橋委員)

私、担当させていただいている者なのですが、まず地域猫とか飼い主がいない猫ですね、これを確かに住民の方から「猫が増えているけど、どうしたらいい？」という相談はよく頂きます。

それで、「こういう制度がありまして、補助をさせてもらってます」という話をするんですけども、地域の方からすると自分が飼っている猫でもないし、「じゃあ地域の人で相談してみるわ」と言っても、それを一緒に取り組もうとなってくれる方々というのはやはり少なく、制度があっても、それを活用していただけることが少ないというのが現状です。

で、捕まえて手術をして、またそこに放してというのも、それをあまり望んでいない方がいらっしゃるという現状なんです。本当はそこに居てほしくないと思っている人たちから相談を受けることが多いので、そういう方々に「地域猫がいますよ、飼い主がいない猫にも避妊・去勢手術の費用を補助できますよ」というアナウンスをさせてもらっても、なかなかそれに食いついてもらえないというの

が現状かなと、担当の私からは思ったことがありました。

(山口会長)

ありがとうございました。何とか避妊手術をしなければ猫はアッという間に爆発的に増えてしまいますので、県と市町村でうまくそういう方を、ボランティアしてくださる方を何とかうまく配置しながらできないかなという風には思いますね。是非これからは、やはり皆さんも本当に協力しながら進めていかないと、根幹に関わることだと思いますので、皆さんのご協力を。

ご意見があれば、この場で言いきれなかったことを、もしよければ…、よろしいですよ、県の方に直接言っていただいても。だから会議の時って結構、皆さん「アッ言うのを忘れた」とかいうことが帰ってからあると思いますので、是非そのことは県の方にまたお声を届けていただければ、たぶん色々考えていただけるとと思いますので、自治体の方も、ボランティアの方も皆さん声を上げていただけたらと思います。

それで、この席は本当にざっくばらんに畏まらないで、普段思っていることを皆さん出していただきたいと思ひますし、自治体の方もこちらからの質問に対して答えていただくというだけではなくて、ご自分の思っいらっしゃるご意見があれば、やはりこの皆の意見の中に一緒に出していただいて、ここで討論すれば良いかなという風に思っておりますので、よろしくお願ひします。

他に、ございませんか？

(事務局)

今の県の予算が余っているというご意見に対しても、確か去年の協議会の中で徳島市さんから上限額がちょっと低いので、というご意見を頂きまして、修正というか改正を進める中で、この6月議会を通しまして説明をして、県議会議員の元木先生からも非常にこれは問題があるということでご意見を頂いて。

今の飯泉知事は動物愛護にも非常に理解がありまして、知事自ら答弁してくださるという形でも答えていただきまして、これは上限を上げるべきだという風にご理解をいただきまして、それで今回の要綱の改正ということになっております。

市町村さんの方が、県が改正した後にこの2分の1ずつの予算になりますので、市町村さんも財源がちょっと必要になってくるというところがございまして、先月の担当者会の中ではこういう風な制度、上限を変えましたのでと説明したところでございます。

今後、来年度あるいは今年度補正という形でも予算を取っていただいて、ご議論いただければという風に考えておりますので、また周知等、努めていきたいと思っております。

(山口会長)

ありがとうございました。他に皆さん、ご意見ございませんでしょうか。

質問ですけれども、すいません、ちょっと私の方からよろしいですか。譲渡の計画の中で、現時点の広域譲渡についてなんですけれども、広域譲渡の時に県外に出される時のチェックとかは、どういう風にされているんですか？

(事務局)

9ページ目の下段のスライドのところ、緑の一番下のところなんですけれども、まず誰でも良いという訳ではなくて、ある程度、動物愛護管理センターの方で団体さんとかを選ばせていただいて、直接やりとりの中でこの方だったらというか、この団体だったら大丈夫というような、ある程度こちらの方で選定させていただいた上での譲渡というのを想定しております。なので、誰でもという訳ではありません。

あと、これは検討段階なんですけれども、また後ほどご説明するのですが、輸送費の方をクラウドファンディングで募集をしております、資料の後ろから2ページ目ですが、Otsucleという徳島大学のクラウドファンディングをやっている途中なんですけれども、これで輸送費というのを募集して、これを活用して例えば県外の団体さんが県外に輸送する際にその費用とか、そういった部分を検討している段階でございます。

なので、誰にでも譲渡ができれば良いという訳ではなくて、ある程度例えばこの方だったら、この団体だったら譲渡しても大丈夫というのを愛護センターの方で選定する予定ではあります。

(山口会長)

それは、県外の団体さんですか？ 県内の団体さんに渡して、その方々が県外に譲渡するという？

(事務局)

両方あって、県外の行政機関に準ずるような団体さんを通じてという、そういった団体か、または県内の実績のある団体さん。

(山口会長)

そこを通して県外にという？ (「はい」) 県外に出すのがいけないとか、そういうのではなくて、本当に良い人だったら、良いところで幸せになるようにというのは、やっていただけたらいいんですけど、本当にきちんとそれがチェックできる体制があれば、本当に良い人は県内以外にもいらっしゃいますので、活用していただけたら良いのかなという風には思います。

(マーサー(東條)委員)

先ほどちょっと紹介になかったんですけど、通訳ということでよろしく申し上げます。先ほど、信用できるという形で、こちらで選定させてもらっていますと言ったんですけど、その選定する際のガイドラインというか、ベースとなるセンターの指針に沿った何かはあるんでしょうか？ということです。

(事務局)

それは、まだちょっと検討中の段階で、これですと申し上げられるものはないんですけども。

ただ、センターがある程度譲渡の基準とか、愛護センターとしての指針というか、そういったものはこの推進計画の中にある訳なんですけれども、それと反するような考え方のところ、そぐわない部分があるとは思いますが、ちょっとそれはどういった選定基準とするのかというのは、きちんとしたものはまだないのが現状なんですけれども、はい。

(事務局)

今、基本にあるのが動物愛護管理センターの譲渡要綱で、県内の団体さん、個人さんに譲渡する時の、ボランティアの譲渡要綱もあるんですけども、それに準じるような形では考えております。

で、相手方、誰にでもお譲りする訳ではないですし、山口会長もおっしゃったように、お渡しする動物というのもセンターの方できっちり譲渡適正というのはチェックするべきだとは思っていますので、何が何でも遠方に広域譲渡するというような意味合いではないです。

(谷委員)

明確化していただきたいのと、不公平感がないようにしていただきたいということです。

(山口会長)

時間が経ってしまいましたので、すいません、それでは次の議題に移らせていただきたいと思います。

それでは、「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議題(2)「動物愛護及び管理に関する法律」の一部改正について、概要について説明を申し上げます。資料の方は13ページをご覧ください。

令和元年6月19日に、改正法が公布されております。改正の内容といたしましては下段、ちょっと字が小さくて見にくくて申し訳ないんですけども、1つ目に動物の所有者等が遵守すべき責務規定

を明確化、それから2番目として第一種動物取扱業による適正飼養等の促進、それから3番目といたしまして動物の適正飼養のための規制の強化、4番目に都道府県等の措置の拡充、それから5番目にマイクロチップの装着等、その他というような柱になってございます。

次のページを開きまして14ページ、現在、環境省の方で8月23日から9月23日までの間で関係政令改正(案)の、今パブリックコメントを行っている最中ではございます。施行日につきましては公布の日、つまり6月19日から1年以内ということでございましたけれども、現在出されておりますこのパブコメ案では令和2年6月1日施行というような(案)になってございます。

但し、特定動物の飼養保管の許可に関する経過措置は設けられる予定で、3月2日というような少し時期がズレているようです。

それから、交付から2年以内に施行されるものとして、環境省令等で定める動物取扱業の遵守基準、それから出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制。

交付から3年以内に施行されるものとして、マイクロチップの装着・登録義務等のマイクロチップ関連の事項全般については3年以内というようなことに、段階的に施行されることとなっております。

続きまして、飼養・保管等の基準というのがいくつかございます。家庭動物・展示動物・実験動物・産業動物でございますけれども、この依るべき基準を定めているときは、それらの基準を遵守する責務があることを改正法の中で明確化されているというようなことでございます。

次のページ、第1種動物取扱業による適正飼養等の促進とございますけれども、環境省令で定める遵守基準を具体的に明示ということで、遵守すべき事項として7項目を規定して、これらの基準はできる限り具体的なものでなくてはならないということで、現在検討されているところでございますけれども、今後の検討会でこういった基準が明確化されて、また追って出されるということになります。

その下のスライドでございますけれども、その中には第1種動物取扱業に対する登録拒否事由の追加というようなことも入ってございます。次のページ、めくっていただきまして、下のスライドでございますけれども、犬・猫の販売場所を事業所に限定というようなことがございます。

これまでは対面で説明していたというようなことがございましてけれども、第1種動物取扱業者は動物を購入しようとする者に対し、その事業所において販売に係る状態を直接見せて説明を行うということになります。販売事業所以外での対面説明等の禁止ということが規定されております。

それから、勧告に従わない事業者については、その旨を公表することができるというようなことであったりだとか、先ほど動物取扱業を抹消した後というようなお話もございましたが、登録取消後の勧告等ということで、取消後に2年間、勧告・命令・報告徴収・立入検査が可能というようなことが規定追加されます。

次のページをご覧ください。17ページ上のスライドでございます。販売事業者による販売日齢の規制というのは経過措置が設けられておりましたけれども、いよいよこの経過措置がなくなりまして、今後は出生後56日を経過しないものについては販売できないということになります。

但し、天然記念物指定犬の特例措置ということで、いわゆる日本犬、このスライドの下段にありますけれども、柴犬・紀州犬・秋田犬など、6種類につきましては特例措置として49日齢というようなこととなります。

それから、17ページの下のスライドなんですけれども、これは一般の飼い主さんに対する責任の明確化ということになりますが、動物の適正飼養のための規制の強化が行われております。

適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化というのが新たに設けられております。みだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合は繁殖防止措置を講じなければならないというようなことになっています。努力義務から義務化へ、というような大きな改革がございます。

続きまして、18ページでございます。都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査というのを動愛法、「動物の愛護及び管理に関する法律」の方でも規定されることとなります。

不適正飼養に係る指導等の拡充ということで、原因者全般への指導権限というのが都道府県等に与されることとなります。それから併せて報告徴収や立入検査の権限も規定されるということとなります。

それから、その下のスライドにつきましては、これは特定動物に関することなんですけれども、今後、特定動物が交雑して生じた動物というのも特定動物と同じように扱うということが規定されます。

続きまして、19ページになります。都道府県等による犬・猫の引取りというのは、前回の改正の時に引取りを拒否することができるというようなことが追記されておりますけれども、今回またこれに追加して、所有者不明の犬・猫の引取拒否事由の追加というのがございました。

下のスライドの下線部のところが、新たに適用される部分なんですけれども、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生じるおそれがないと認められる場合、その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。」

環境省令につきましては、今後、出されるというようなことなんですけれども、行政機関が引取りを求められた時に、これまでは最初は「引き取らなければならない」だったものが、「拒否できる」になって、その次に環境省令で出される周辺の生活環境が損なわれる事態が生じない、そのおそれがないという場合は引取りを拒否できるというようなことになってきています。

次、20ページは、動物の殺処分方法に関する件なんですけれども、動物を殺す場合の方法ということで、これは行政機関での話なんですけど、「国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない」というようなことが出てきております。もちろん動物の殺処分に関しては、その動物に苦痛を与えない方法になるよう努めるというようなことが書かれているところでございます。

続きまして、21ページ、動物愛護管理法の主な罰則でございます。「愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者」というのは、罰則が強化されております。5年以下の懲役又は500万円以下の罰金ということで、2年以下の懲役・200万円というような罰則から引き上げられております。

続きまして、その下なんですけど、虐待・遺棄に関しましても、これまでは100万円以下の罰金だけだったのですけれども、追加事項として「又は1年以下の懲役」というような項目が追加をされています。

下のスライド、「動物の虐待とは」というようなところなんですけれども、これも改定によって例示の文章が追加をされています。何が追加されたかということ、「飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること」、こういった具体的な事例というのが明記されております。

それから22ページ、上のスライドですけれども、都道府県等の措置等の拡充というところで、初めて動物愛護管理センターの業務が規定をされました。それから②といたしまして、動物愛護管理担当職員の位置づけの明確化ということで、これは都道府県だけではなくて「指定都市及び中核市以外の市町村」、ですから徳島県内24市町村ございますけれども、24市町村すべてが該当しますが、市町村の担当職員を置くよう努めるものとするというようなことが規定されております。

それと、22ページの下のスライドですが、マイクロチップの装着等の義務化につきましては、①犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着、情報登録の義務化が為されます。また、②マイクロチップを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録の義務化というのが書かれております。

また、特に犬の登録については、狂犬病予防法で登録がございましたけれども、これを「ワンストップサービス化」というようなことで、狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例といった措置が取られてまして、マイクロチップ装着に伴う犬の情報登録時には市長村長に通知をすることで、マイクロチップが狂犬病予防法上の鑑札と見なすというようなワンストップサービス化が図られることとなります。これにつきましては、3年以内に施行ということで、まだ少し先ということになります。

23ページですけれども、ここに上・下、「マイクロチップの装着・情報登録の流れ」というようなことで書かれております。動物愛護団体、一般飼い主が所有する犬猫については、今回の改正ではマイクロチップの装着は努力義務というようなことなんですけれども、徳島県におきましてはセンターから譲渡している動物はマイクロチップを入れている、若しくは協力いただいている登録団体さんの方ではマイクロチップを入れてくれているというようなところで推進を図っております。

24ページは、マイクロチップの指定登録機関の指定ということで、マイクロチップの情報管理や窓口のことが書かれております。

25ページ、その他のところなんですけど、①獣医師による虐待の通報の義務化、これも努力義務から義務化に引き上げられております。それと、②関係機関の連携の強化というようなことが書かれております。あと、下のスライドにつきましては、改正に伴う検討事項ということで、いくつか検討事項が挙げられております。

26ページをご覧ください。2019年のこの改正動物愛護管理法の附帯決議事項ということで、今後こういうことが必要であるというような附帯事項が書かれております。

その中には例えば、5. 第2種事業者、これは譲渡団体なんですけれども、譲渡団体への譲渡に係る適正飼養の周知であったりだとか、あとは10. 自治体の動物収容施設の施設・管理水準に係る指針の策定であったりだとか、12. 産業動物の飼養保管基準の周知・遵守の徹底、13. 諸外国のアニマルウェルフェア及び脊椎動物の苦痛の感受性の調査研究、いわゆる福祉の観点からの部分なんですけれども、こういった部分というのが書かれているところでございます。

また補足といたしまして、26ページの最後のスライドには「愛玩動物看護師法」というのができます。愛玩動物看護師につきましては国家試験ということで、国家免許ということになりまして、これについても公布から3年以内の政令で定める日に施行されるというようなことになっております。

走り走りでしたが、改正法の概要については以上でございます。

(山口会長)

ありがとうございました。それでは、この新しい法律についてご質問、あるいはまだこれから環境省の方で基準等を作っていきますので、ご意見等もございましたら、お願いいたします。はい、どうぞ。

(渡部委員)

16ページの下段、第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等のところ、「販売事業所外での対面説明等の禁止」とあるんですけれども、これは具体的にどういうことなんですかね。

というのは、大型ショッピングセンターの駐車場とかで移動販売をしたりしていることがありますよね。あの売られている動物の健康状態とかもの凄く悪いので、そういったものを取り締まるということになるんでしょうか？

(事務局)

具体的にまだ基準ができていないところですので何とも、全部が全部お話しできないんですけど、少なくとも事業所において、ワンちゃんだったり猫ちゃんだったりを見せて対面販売を行うということですので、事業所が例えば固定の事業所だったら、そこに限るというようなことになってくるかと思えます。

移動販売が、ちょっとまだ出ていないので、移動販売の扱いがまだ何とも言えないんですけど、現在、徳島県に来ている移動販売については、でもそこで許可を取っている場合と…、取っていますよね？

(事務局)

そういう相談が結構、事前にあります、愛護センターの方に。

(渡部委員)

そこは相談があって、きちんと登録したら取り締まれないということなんですかね、そういう移動販売みたいなものは。

(事務局)

まだちょっとお返事できないです、ごめんなさい。

(渡部委員)

そうしたら意見として、やはりああいう場で、ちょっとお祭りみたいな雰囲気になるので、衝動買いというようなことも結構お伺いするし、凄く健康状態が悪い犬・猫を売りつけられたみたいなこともよく聞くので、そこも規制の対象にしていただきたいなと思います。

(山口会長)

実際、環境省の委員会の中でも移動販売はえらい問題に、前回の法改正の時から移動販売については売り抜けしたり、1日しかそこにいないので翌日レポートがありまして、近所の獣医さんのところに結構行って、金沢なんかの場合は確か獣医師会が反対して、それを止めさせた所があったと思うんですね。

やはり移動して、その日だけそこで、悪い言い方をするとこれは業者の方がおっしゃっていたのですが、移動販売というのは売れ残った子のクリアランスセールだという風なことを業者の方がおっしゃっていたんですね。

ですから、それを何とかしたいという委員会の声も結構ありますので、登録したところは事業所ですけど、移動販売で24時間以上いる時は許可をもらわないとできないのですが、24時間以上いたら一応、今のところはそこで販売許可になりますよね。

じゃあ販売許可になっても、そこでの飼養管理が悪ければ業としてやることを認めているので指導はできますよね、飼育管理が酷いという場合でも。今もその指導ができるはずだと思うんですけども。

移動販売が認められるかどうかは、はっきりとたぶんその基準というか、政省令の中に移動販売というのは実質的にはない、認められないような状態に書き込むのかという点はこれからだと思うんですけど、でも意見の中には結構、出てきています。

(宮本委員)

購入者自体が個人の方で、例えば遠い所の業者のこれはネット販売の話ですけど、ネットに掲載さ

れて、それをどうしても見たいとなった時に、購入者が交通費を負担するのであれば出張でそこまで連れて行って対面しますという業者も結構あるので、それはたぶんこれに引っかかってくるんじゃないかなと思います。

(山口会長)

これから9月に入って委員会が開かれますので、ここで上げていただいた方が、自治体の方からと委員の方からと、皆で環境省の方に意見を上げていただいた方が、良いものができるのではないかと思います。

(土橋委員)

いつもこういうのが変わる時に、業者がそのうわ手を行ってきているというのは皆さんご存知だと思います。ペット業界にとっては死活問題なので、行政さんとか国が言うとおりに「はいはい」と言うのは聞いたことがない。今回のように法改正と施行期の間にブランクができていたのでその間に情報が、ひどい所になると代議士さんを通して情報が入っていくと、抜け道をまず考えるんですね。

だから、全国でこうやって例えば教育しますと言っても、なかなかこれは教育できない。だから早い話、徳島県条例で徳島ではダメですよ、移動販売はダメだよと。だから中途半端なことをすると絶対に抜けるんですよ。プラスかマイナスじゃないと、きちんとしないと、今までもそういう形が出てきました。今回の8週齢、ここもたぶんそのうちに出生証明書の改ざんとか、絶対出てくる訳です。

生産者というかブリーダーさんとしては早く出したい。今、ブリーダーさんは色々これからは何とか取りあえず自分がプレスして、対面で売って帰ってくる。経費は掛かるけど、今後はそれもできなくなるから、どうしようかなと言っている方もおられるんですよ。

だから、こういう法令が変わる時というのは、なかなかきちっとやらないと変わらない、どうしても裏ができてくる。だから私たちサイドからすると、本当にプラスかマイナスかきちんと、100なら100で決めてもらう。だから徳島県条例で、じゃあ徳島では絶対移動販売は認めませんと、何か強いものを前面に、この機会だから。

これは何もない時に出したら、なんで?となるけど、動愛法が改正になったときに、動物愛護を守るためには徳島県としては、これは来年の法なので、国が言っているラインよりも、もう1個ハードルを上げますよと、これを国がダメというようなことは言ってこないと思います。こういう時だからこそ、ハードルをもう1つ2つ上げるチャンスじゃないかなと。

だから今、渡部さんが言われたように、移動販売で大きなスーパーの駐車場で24時間いたらアウト、12時間ぐらいでパッと店じまいをしてサッといなくなってしまう。そこもできないように、県内ではそういうことは一切、どういう駐車場であれ空き地であれ、徳島県内においては移動のペット業者の販売というのはダメ!というような、何かそういうことができるように頑張してほしいと思います。

どね。

中途半端にしていると、業者さんの方がうわ手ですから、すぐまた裏を考えて何かやってきますから、もう裏を出せないようにガツンと頭を叩いておく。この機会に、そういう形で対策も色んなところで頑張ってもらいたい。ここがチャンスだと思います。

これで今度変えるとなったら、その間にまたゴタゴタあるはずなので、ここで一旦変えるべきだと思います。だから全国はこうですよ、けど徳島は1個ハードルを上げます、知事も後押ししてくださいねと、そういうのを何か作ってほしいなと思いますけどね。お願いしておきます、課長、ぜひよろしく。

(事務局)

はい、ご意見は頂いて、なかなか上乘せ条例というのは、こちらの立場から言わせていただくとちょっとハードルが、県でも食品表示、原産地の不正とかがあった時に徳島県だけちょっと罰則を厳しくしたんですけど、その時も法務局から指摘を受けるんですね。

そこでちょっと法律を超えているというのは、なかなか難しかったりするんですけど、関係のところと話をしながらという形で、どこまでできるかというところもあるんですけど、ご意見は頂いたということで、はい。

(山口会長)

この動愛法ができた時に、環境省の室長でいらした方が、「この法律は上出し・横出しオッケーよ」という風におっしゃっていたんですよ。というのは、動愛法より東京都の条例の方が先に行っていたので。

且つ今回、事業者の公表をすると、そういうのも私がずっと前に東京都の委員会に入っていた10年どころかもっと前に言っていたんですけどね、東京都が。でも、なかなか公表するといって実際に公表したのは、もうずーっと後になってからでしたけれども。ですので、実際に条例の方が先に行っている部分が、この動愛法は意外とあったりしますので。

ですから、法務局が何か言うかもしれませんが、特に罰則という形だと言ってくるかもしれませんが、そうではなくて「こういうのをやってはいけませんよ」とかいうきちんとした縛りというのは、本当に書いておいていただいた方が業者の人も「あっ、これはいけないんだ」と分かるでしょうし、一般の人も「こんなことをしていて良いの？条例ではこうなのに」という、皆が分かりやすいことになると思うんですね。

是非それは、あまり怖がらずに考えていただけるとありがたいかな、という風には思います。良いものにしたいですね、徳島の条例で。

(事務局)

関係機関と協議させていただきながら。

(山口会長)

よろしくお願いします。他に、ご意見はございませんか？

(事務局) 今、3時半でございます。

(山口会長)

すいません。では、次の議題に移らせて頂きたいと思います。ご説明の方、よろしくお願いいたします。

(事務局)

昨年度の「動物愛護管理実績報告」について、ご報告させていただきます。27ページからになります。まず、犬の収容数が市町村ごとに書いてございます。これは各市町村さんの担当者の方にも提示して、ご説明させていただいたものになります。

で、成犬と子犬の収容数、だいたい半分ぐらい、1：1ぐらいの割合で収容されています。下段の方に市町村ごとの返還率が書いてございます。返還率が高い市町村ですけれども、そもそも収容頭数が少ない所が高い返還率となっております。

ページをめくっていただきまして、次の28ページが猫の収容頭数になっております。その下に数値の方、譲渡数等が書いてある訳ですけれども、まず犬が243頭で猫が71頭でございました。

返還数が、犬が190頭で猫が6頭で、猫の方はそもそも収容された段階で何も付いていないというか、首輪もない猫がほとんどでございまして、なかなか返還というのがないところでございます。

センターの方には、「こういう猫がいなくなった」みたいな連絡を頂くんですけれども、なかなか返還にはつながっていないところがあります。あとセンターの方に収容される猫のほとんどは、遺棄とかで警察経由で来るか、負傷猫か、あとは飼い主からの引き取りになりますので、返還というの数は少なくなっているのが現状です。

その下が、先ほども申し上げましたが、避妊・去勢手術の助成頭数と、あとは災害救助犬とセラピードッグの育成をやっている訳なんですけど、災害救助犬が昨年度末までで4頭、セラピードッグが49頭、いわゆるふれあい活動犬として49頭が認定されております。

で、センターの方で認定したふれあい活動犬の方に、各種イベントですね。こういったイベントでふれあい活動をやるので来てくださいと、ワンちゃんと一緒に来てくださいとというようなご案内をしている訳なんですけど、その中でだいたいそういったイベントが18回ということでございます。

で、地域猫活動に伴う手術支援頭数ということで、これは昨年度までの事業になるんですけれども、126地域で2,190頭行ったということでございます。

続きまして実際の犬と猫、それから犬・猫合わせたセンターにどういった経緯で収容されたのかというのが、次の表になります。まず29ページですが、収容動物（犬）の処理状況ということで、ちょっと言葉の説明だけさせていただきますと、「徘徊犬」というのがいわゆる何処どこに犬が放浪していると、それで捕獲依頼があってセンターが捕獲した頭数が書いてあります。それが捕獲頭数ですね。その捕獲された犬の中で返還されたのがどれぐらいかというのが書いてございます。

その隣、「動物愛護管理法関係引取頭数」というのが、センターの方が行政であったり一般の方から引き取った形になります。まず、「飼い主有」というのは飼い主さんから引き取った数で、保健所さんが引き取った数、センターが引き取った数を書いてございます。

「飼い主無」というのは、例えば市町村さんの檻に入ったとか、例えば一般の方が犬を捕まえてセンターの方に収容依頼があったとか、そういったものを指しております。「負傷動物」というのは、怪我をしている犬がいるという連絡を頂いて、センターが収容した数になります。その隣の「犬引取返還頭数」というのが、センターが引き取った犬の中で返還された数の割合が書いてございます。

譲渡数は記載のとおりで、処分数の内訳についてなんですけれども、①譲渡不適というのが、いわゆる助けることができない犬・猫になります。②その他というのが、助けられる犬・猫のことを指しております。先ほど管理計画の中でご説明した言葉、助けられる犬・猫というのがこの②その他になります。③収容中死亡というのは、収容された後に亡くなってしまった、老衰とか、センターに入った段階で弱った、そういった個体のことですね。

ページをめくってもらって、犬・猫の合計が30・31ページに記載してございます。昨年の動向で言いますと、犬の収容頭数が29年度が1,000頭だったのですけれども、去年は81頭増えて1,081頭でございました。

きずなの里ができた理由もあってか、収容の頭数が減るのもあって、処分数自体は全体の処分数は29ページの右下の方に「犬猫処分合計862」とあるのですけれども、前年度比で言うと862頭ということで減っている訳なのですが、犬単体でいうと増加しております。23増加しております、猫の方が少なかったということでございます。これはこの表を見ていただければと思います。以上でございます。

(山口会長)

ありがとうございました。この表について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(マーサー委員) …… 〈不鮮明で聞き取れない〉 ……

(事務局)

1 ページにちょっと色々な情報を詰め込んで書いているので、見にくい部分もあると思うのですが、れども犬・猫、犬と猫の合計で書いたりしているのです。

(渡部委員)

犬の捕獲数が増えている感じなんですけど、昨年度は。これは何か理由があったんでしょうか？

(事務局)

これは捕獲に色々な方法があって、檻を設置して、そこに餌を置いておいて入ると、センターの職員が成犬だったら道具使って捕まえたり、あとは「子犬が産まれている」と言われて引き上げるということになるので、ちょっと単純に犬が例えば暖かくてよく産まれたとか、野犬というか放浪している犬がいれば係留しなければならないという条例があって、放浪している犬がいたらセンターの職員が捕まえに行く訳なんですけど、それを適切に行った部分もあるかなと思います。

(渡部委員)

基本的にはできているから、良いかなとは思うんですけど。

(事務局)

今年はちょっと減少傾向に、今のところは。

(山口会長)

他に、ご意見ございますか。ございませんようでしたら、次の議題に移らせていただきたいと思います。「今後の課題」ということで、これから私たちが考えなければならない問題だと思いますので、ご説明よろしくをお願いします。

(事務局)

それでは、資料の32ページからご覧ください。議題(4)今後の課題といたしまして、今回主な課題を4つ、事例を交えて報告をしたいと思います。また、今後のこういった課題解決のために是非、委員の皆様からご提案、それからご意見を頂戴できればという風に考えておりますので、よろしくお願いします。

資料33ページ、まず1つ目の課題でございますけれども、1. 多頭飼育の崩壊事例というのが発生をしております。まず事例報告①、これは猫のケースなんですけれども、収容した事例がございます。避妊・去勢措置ができていなかったということで、ここのお家は完全室内飼育というか、大きな倉庫

のようなところで室内飼育をしておりました。

それで、なかなか苦情というのが出てこなくて、探知が非常に遅れた部分がありますが、数年で約130頭にまで増えて、この度、経済的な理由、それから引っ越し等のやむを得ない事由により、行政に引取りの相談がございまして、現地の確認をしたのですけれども、引取りを行ったというような事例でございまして。

中を見ますと、近親交配による異常個体というのが多くみられて、子猫が育っていないような状況となっております。親猫の割りに子猫が少ないな、というような印象を受けております。

対応なんですけれども、譲渡先探しというのを飼い主さんには指導したのですけれども、なかなか飼い主さんの方で新たな譲渡先が見つからないというようなことがございまして、短期間で決着をつけなければいけないというような事情もありまして、引取りを実施しました。

結局、129匹引き取りまして、譲渡団体の協力によって可能な個体については譲渡し、問題がある個体については処分を行った。問題がある個体は何かというと、例えばもう明らかに外面上に異常があるものであったりだとか、あとは触れない。人に馴れていないというような猫がたくさんいましたので、そういったものについては処分をいたしました。

譲渡数が27、処分が102というようなことで、その引き取った129のうち、成猫が108、子猫が21という中身でございました。

その次、事例報告②、犬のケースでございまして。これは現在進行形なんですけれども、これも避妊・去勢手術ができていない、放し飼いというようなことで、20頭以上に増加をしております。犬のことですので外に出るようなことがありまして、外に出て離れている犬について、近隣から愛護センターや警察署の方に苦情が寄せられまして、現在警察とも連携し指導中でございます。

これらの共通原因なんですけれども、まずは繁殖制限、避妊・去勢手術ができていないということ。それから犬や猫を手放すことへの飼い主さんの抵抗が、かなりあるということ。それと本来ならば犬や猫を飼えるような状況ではないところにも関わらず、経済的とか認識がないとか、なかなか判断ができないというようなところで多頭飼育が起こっている。

飼い主さん自身がこういった多頭飼育、この下の写真なんかはお家の中なんですけれども、こういった状態を好ましくない状況であるというのをしっかりと認識できていないというようなことが原因でございました。あと1つは、事例探知というのが遅れて、気が付けば何十頭にもなっているというようなことがございました。

今後の課題といたしまして、飼い主さん、それから動物に対しての支援、特に飼い主さんに対しては手術を受けさせるのにも、なかなかその費用が出てこないというようなことがございますので、どういった支援をしていくか。

それから、生活環境を整えていただく。人として生活していただく上での支援というのにも必要になってこようかと思っております。それと、早くこういった事例を探知すること。増え過ぎない前に手を打て

るようなことが重要になってくるという風に思っております。

続きまして、34ページをご覧ください。2つ目の課題でございます。2. 飼い主のいない猫への対応ということで、飼い主のいない猫に関する苦情相談というのが、ひっきりなしに寄せられております。

事例報告①ですけれども、子猫が捨てられているというようなお電話があった場合は、まず「捨てられているということでしたら、警察に遺棄として通報をお願いします」というようなことで、警察の方が一次的には対応をしてくださって、猫の方は愛護センターなり保健所なりに来るということでございます。明らかに段ボールに入れられているとか、袋のままというようなことは警察の方も現場に行って確認をしてくださっています。

それから、事例②ですけれども、これが多いというか、ほぼほぼなんですけれども、「近所で猫が繁殖して困っている、引取り若しくは駆除してほしい」というようなお電話を頂きます。

引取りは断っておりまして、また手術の必要性というのを説明した中で、もしエサをあげている方が分かれば、そのエサをあげている方に管理の方法について指導を行っております。分からないということであれば、町内会の回覧板を活用して、その啓発をさせていただいておりますけれども、なかなかこういった相談が減らないというようなことがあります。

事例③については、これはまだ少ないケースなんですけれども、エサをあげていたら増えたというようなケースで、直接「エサをあげていたら増えた」と電話をかけてくる方の中には、「増えたので引き取ってほしい」という相談か、若しくは「手術を受けさせてやりたいんだけど、捕まえる手立てがないのでどうしたらいいか」というような相談の2つに分かれるところです。

で、TNRの活動や市町村の助成制度についてご紹介をして、もし「本当は手術をしてやりたい、お金も出せるんだけど捕獲できない」というような相談につきましては、動物愛護推進員さんへ技術協力を依頼して、TNRということは今していただいております。

これらの共通原因といたしまして、まずは繁殖制限が追い付いていないということ。それから猫との共生について、地域での理解が進んでいないというようなこと。それと捨てることが後を絶たないということですので、遺棄に対する犯罪認識が不十分というようなことが挙げられると思います。

今後の課題といたしまして、手術をどうやって推進していくか。費用、それから頭数、ボランティアさんの協力なくしてはなかなか上手くいかないところがありますので、先ほど委員からのご助言にもありましたけれども、徳島県内、全市町村さんで避妊・去勢手術を推進していくには、ボランティアさんの育成というのが非常に大事になってくるようなところではないかという風に思っております。

あとは、地域の方の理解、TNR活動への理解、地域猫活動への理解といったものも重要になってくるという風に考えています。

続きまして35ページ、3. 飼い主からの引取り相談への対応でございます。これについてもいくつ

か事例を挙げさせていただいておりますが、まず事例①は飼い主さんが死亡、又は長期入院のため引取りの相談がある事例。これについては、多くは引取り手がなく、愛護センター・保健所で引き取るというようなことが多くなっております。

次に、事例②なんですけれども、飼い主さんが高齢になって、飼い主さんは手放したくないんだけど、犬の散歩や世話ができないから苦しい。飼い主さんは可愛がってやりたいんだけど、散歩や世話ができなくて困っているというようなケースもございます。

事例③につきましては、生活保護を受ける、若しくは生活保護を受けて市営住宅だったり町営住宅に移るために、犬・猫を手放したいというようなご相談もございます。これらについてはなかなか犬や猫の適正飼養のための環境が整わないというようなことがございまして、飼い主さんの自己責任というものもあるんでしょうけど、どこまで周囲が支援していけるかというようなことが原因でもあり、今後の課題にもなってくるところだと思います。

特に、今後の課題、高齢者の方へどういった支援ができるのか。それから今度、法改正がありますけれども、動物販売、それから譲渡時の十分な説明、しっかりとどこまで説明していくべきなのかというようなところで課題になってくると思います。

それから、最後ですけれども、4. 譲渡の推進というところで、動物愛護管理センターは入ってきたというか収容された犬・猫については、その健康状態であったり、性格だったりを見て、判定を行って譲渡に適するか、若しくは問題があるか、不適であるかというようなことを判定しております。

これは、全国的にも同じような流れにはなっているのでアレなのですが、ボランティア団体さんの中には、センターが“譲渡不適”というような個体に対しても、譲渡を希望されてですね、譲渡をセンターからも実施しているというようなことがございます。

これまででない動きとして、例えば高齢犬の看取りというようなボランティアさんも出てきております。最後、センターで処分されるのではなくて、穏やかに一般家庭で看取ってあげたいというような方がおいでたりとか、若しくは野犬とか野良猫とか、そういった人馴れしていないような動物についても譲渡をしている、若しくは飼いたいというような方がいらっしゃるというような現実がございます。

我々、行政といたしましても、人馴れしていない個体であったり、攻撃性のある個体というのは譲渡には十分注意が必要なところだという風に考えておまして、今後の課題に書いてありますけれども、そういった個体については特に、譲渡後の追加調査というようなことが大事になってくるのではないかと考えております。

また、現在の愛護センターで作っております譲渡要領なんですけど、8歳未満、8歳以下というような動物に、実は一般譲渡は限らせていただいておりますし、団体さんも「必要に応じて」というような解釈は書いておりますけれども、基本的には若い動物だったりもしますので、ちょっと現実にそぐわない部分もございます。

老齢犬であったり、幼齢動物だったり、この部分についても現実に合ったものに見直していこうという風には考えているところなんですけれども、ぜひ委員の皆様から適正譲渡も含めた、愛護センターの譲渡の推進についての課題なんかも、ご提案とかご助言を頂ければと思います。以上でございます。

(山口会長)

ありがとうございました。課題をずっと一度にご説明いただきましたけれども、どの課題からでも、あるいは課題に共通する項目でも結構ですので、ご意見がありましたらお願いいたします。

(宮本委員)

あまりお時間がないようなので、私から2点、お願いしたいと思います。まず、33ページの1番目、多頭飼育のところなんですけど、たぶんセンターが非常に困っておられて、各ボランティアの協力も一杯いっぱいのところだと思うのですが。

下の「今後の課題」のところに出てきました支援も必要なんですけど、早期探知のところ、事例②の犬のところ「保健所（保健師）へも相談」ということがあるのですが、だいたい今の現状だと愛護管理センターが把握する以前に、かなり人の福祉で入っている人がその現場を目撃していて、問題意識があるかどうかは別にして「なんで自分が困っているのに犬・猫を集めてくるんだろうな」というようなことが非常にたくさんあって。

私、教育の現場にも関わっているのですが、子どもを見相に通告しないといけない状況かな？という時に、そこに動物がいるとやはり非常に悲惨な状況があったりして、多頭の問題だけではなくて、そこに置かれている環境にも非常に問題があったりして、やはりそれは人の方とのリンクがかなり重要になってくるのではないかなと思います。

で、通常の業務におきましても獣医師さんをはじめ犬・猫、動物の専門家の方はたくさんいらっしゃると思うのですが、人の専門家がいがないがために対応に苦慮されて、そこで労力を取られて実際に犬・猫の世話、あるいはその譲渡の促進ということが後回しになってしまっている現状もあるかと思っていますので。

一番最初にこの協議会が立ち上げられた時に委員をさせていただいて、その時から言っていてなかなか進まないんですが、ぜひ愛護管理センターに人の例えば保健・福祉であるとか、どんな立場になるか分かりませんが、人の専門家を配置させていただいて、人対応をその方をお願いできるというような体制を、ぜひ私からはお願いしたいというのが1点です。

それから、35ページの最後の4番目のところ、譲渡の推進で今矢野さんから色々とお話がありましたが、譲渡の推進として動物愛護管理センターが一次判定で譲渡不適とした、その譲渡不適の内容が今もおっしゃったように幼齢であるとか高齢である場合は、もしその譲渡の可能性が広がるのであれ

ば非常に良いことであると思うのですが。

それこそ、攻撃性であるとか、臆病が故に人との接触が非常にストレスになっているというような個体については、それを譲渡するのであればよほど譲渡先の団体で専門性に特化したトレーナーがいて、共生の可能性がかなり高い。で、もしなかった場合はきちんとした犬の評価ができて、申し訳ないけれども安楽死を責任を持ってする、というような覚悟のあるところでなければ、出せばかなり危険な状態になるのではないかなと危惧をしております。

実際にそういう話も色々と聞こえてきておりますので、譲渡数を増やして殺処分を減らしてという、板挟みで苦しいところではあるかとは思いますが、愛護管理センターではありますけれども、まずは福祉。これは、人も動物もともに健康で幸せに暮らせるための方策だと思いますので、ワンヘルス・ワンウェルフェアの理念の下、適正な対処をお願いしたいと思います。私からは以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。ほぼ私が思っていることを言ってくださったんですけども、人の福祉課との連携というは今この自治体でもすごく重要になってきていて、海外とかであれば人の福祉と動物の専門とが常にリンク、連携を取りながらやっているの、児童虐待もそれから高齢者虐待も動物虐待も、みんなリンクがあるということで、人の福祉課と動物の福祉課というのは常に連携しているんですね。

ですから、児童虐待を見つけてそこで動物も虐待されていたら、すぐ動物の方に連絡がきますし、動物虐待で入ったら子どももやられていた、あるいは女性もやられていたということもありますので、この連携はとても大切です。

それから、高齢者についても、先ほどの高齢者の犬の問題も、やはりケアマネの方々とも連絡が取れていたら、一緒にいてあげたいけど骨折したから散歩に行けないんだとかいう、そういう方については引き取るという前に、一緒に支援をしていけるような、それこそそれはグループ、獣医師も看護師もトレーナーさんも、トリミングをする方も、皆が一緒になったサポート体制を含めた、そういう人たちのサポートを人間の福祉の方々と一緒に入るといことも可能なことになっていくと思いますので。

是非、そういう連携というものがこれから凄く大切だと思うんですね。1つの部署だけで色んなこと、動物だけではなくて、1つの部署だけでできることは知れているんですよ。皆さん色んな部署が今関わっていると思いますので、是非そこはこれから真剣に取り組んでいただけたら、人も動物も幸せになれるなと思います。

他に、ございますか？

(渡部委員)

多頭飼育、33ページのところで思ったんですけど、経済的に避妊・去勢手術ができない、それで増えてしまったということ、多頭飼育もそうでしょうし、エサやりさんとかのこともあるでしょうし、最初に市町村さんの方から出た「自分の責任ではないんだけど、そこに猫がいるから、どうにかしたい」というような場合、手術の費用を1万円出していただけたとしても、残りの部分を誰が出すんだということになってくると思うので。

例えばその部分に、今やっぺらっしやるクラウドファンディングを使ったりとか、そういう多頭飼育崩壊に備えて基金を募るとか。本人が出せないのであれば、どうにかできる仕組みというのがあっても良いのかなと思います。クラウドファンディングとか、ふるさと納税とか、色々使えるものがあると思いますので、何かちょっと考えていただけたら良いのかなと思っています。以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。時間が、私の運営が悪くて押し迫っておりますので、次の最後の議題です。その他についてお願いいたします。

(事務局)

後ろの2枚について、ご説明をさせていただきます。この会議の中でも申し上げたのですが、今、県外への輸送費をクラウドファンディングで募集しておりますので、もう少し応募というか、ご寄付いただければありがたいのと、また周知いただけるとありがたい事業となっております。

それから、「動物愛護のつどい」ということで、これは毎年やっているもので、9月23日(秋分の日)13:00~16:00、開催する予定としております。今年はボランティアの方のブースを出していただくようになっております。

これは今年からなんですけど、物品販売とか、動物愛護に関する啓発パネルとか、TNRの相談とかも、そういった普段とは違うブースを設けさせていただいておりますので、是非また遊びに来ていただければと思っております。

また、とくしま動物園さんの方にも協賛いただいております、同じ日の9時半から10時の間、イベントを行っておりますので、またよろしければご参加ください。以上でございます。

(山口会長)

ありがとうございました。言い忘れたことは、皆さんございませんでしょうか。

(谷委員)

1つだけ、いいですか。すいません、戻るんですけど、35ページの譲渡の推進というところで、先ほど幼齢と高齢、この辺の条件を緩くするのは凄く賛成なんです。そういうことで、団体としてはさ

させていただきます。

ただ、やはり攻撃性のある動物であるとか、そういうところがあった時に、もし事故があった時にその責任の所在、そこは県に問われる場合もあると思うので、そこは怖さを感じます。なので、そこはちょっと考えて、厳しくしていただきたいと思います。以上です。

(山口会長)

ありがとうございます。

(渡部委員)

すいません、今回、新しい試みをされるということなんですけれども、ペット用の食べ物を売る場合、もう出される方は分かっているとは思うのですけれども、ペットフード安全法の規制がありますので、しっかり守っていただけるようにご指導いただければと思います。

(山口会長)

ありがとうございます。

(事務局)

今回はペット用のお菓子、手作りお菓子の販売はないようで、人用でございます、すいません。

(山口会長)

ありがとうございました。すいません、丁度となりました。それでは、運営を事務局の方にお返ししたいと思います。

(司会)

山口会長、ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、安全衛生課長、山本より閉会の言葉を申し上げます。

(徳島県危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課 課長 山本 晃久)

今日は長時間に亘りまして、ご討議・ご協議ありがとうございました。

動物愛護法の改正に伴いまして、ご意見にありましたが、条例改正を進めていこうというところでございますけれども、今回の動愛法改正には色々検討事項、附帯事項という形で、今回法律化できなかったことが付いております。

それについては、今回ちょっと課題で挙げております多頭飼育であるとか、そういったこともあり

ますので、動愛センター・保健所にとっては、これは法律化というのを待たずにですね、現場としては待たなしで対応していかなければいけないというところになっております。

それで、法律化、条例化をしていくというのはもちろんですけども、共同体の色々な意識のところにも働きかけていくということと並行しながら進めていければと思いますので、様々なご意見を頂ければと思います。本日は、どうもありがとうございました。

(司会 矢野)

それでは、これもちまして、令和元年度「第1回徳島県動物愛護推進協議会」を終了させていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。

## 1 動物愛護管理行政の実績について

	H29年度	H30年度	R1年度
犬捕獲頭数	517	575	406
犬引取頭数	465	497	522
犬負傷頭数	18	9	13
犬返還頭数	171	190	174
犬譲渡頭数	259	243	344
犬処分合計 (うち助けられる犬)	617 (224)	640 (230)	425 (37)
猫引取頭数	290	269	472
猫負傷頭数	40	26	54
猫返還頭数	0	6	16
猫譲渡頭数	59	71	175
猫処分合計 (うち助けられる猫)	256 (174)	222 (127)	327 (17)
総処分合計 (うち助けられる 犬猫)	873 (398)	862 (357)	752 (54)

## 2 動物の愛護及び管理に関する法律(以下、法という)の改正及び同条例改正について

### 1. あらまし

2012年の法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定

### 2. 主な改正点について

#### (1) 動物取扱業の適正化

登録拒否事由の追加

犬・猫の販売場所を事業所に限定

遵守基準を具体的に明示<sup>※1</sup>

幼令犬猫販売日齢の規制（56日齢を経過しない犬猫の販売等の規制）<sup>※1</sup>

第一種動物取扱業の登録取り消し後の勧告等

販売時にマイクロチップの装着や情報の登録の義務化等<sup>※2</sup>

#### (2) 動物の適正飼養のための規制強化

みだりな繁殖による適正飼養が困難になる場合の繁殖制限の義務化

不適正飼養に対する指導等の拡充（捜査権限ではない）

#### (3) 特定動物の愛玩目的での飼養禁止

特定動物の交雑種も特定動物とする

従前よりある展示、貸出し、研究目的での特定動物の飼養は継続

#### (4) 引取拒否事由の追加

#### (5) 動物を殺す場合の方法

国際的動向に十分配慮すること

#### (6) 罰則強化

みだりに殺した者 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

みだりに虐待又は遺棄した者 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

虐待における例示の追加

#### (7) 都道府県等の措置等の拡充

動物愛護管理センターの業務を規定

動物愛護管理担当職員の明確化

※1 2年後（令和3年）の施行

※2 3年後（令和4年）の施行

### 3. 条例における主な改正点について

(1) 動物愛護管理担当職員について整理

(2) 特定動物の交雑種について、飼養施設の基準を制定

## 徳島県動物愛護管理センター犬・猫等譲渡要領 改正点

### 1 改正の趣旨

動物愛護管理センター（以下「センター」という。）に収容された犬・猫のうち、人と共に生活できる犬・猫の譲渡の機会を増やすとともに、譲渡後の終生適正飼育を図るため、譲渡要領の必要な改正を行う。

### 2 改正骨子

#### (1) 譲渡対象動物の選定基準

譲渡対象動物の拡大（老齢・幼齢動物、改善見込みがある問題行動等）

#### (2) 一般譲渡者の事前審査期間

審査期間（申請書提出から講習会までの期間）の短縮  
2週間 → 1週間

#### (3) 譲渡団体等の要件の追加

- ・ 県施策への理解と協力を行うこと
- ・ 非営利活動であること
- ・ 構成員名簿の提出及び施設規模に応じた人員配置
- ・ 動物の取扱いに係る知識と経験を有すること

#### (4) 譲渡団体等の遵守事項の追加

- ・ 活動中知り得た情報の守秘義務
- ・ 県行政に誤解、支障を招く行為の禁止
- ・ 他者の人権尊重
- ・ センターが開催する会議、研修会への積極的な参加
- ・ 逸走のおそれが高い動物について、譲受前の不妊・去勢手術計画の提示
- ・ 飼養管理に特別な考慮が必要な動物（疾病、老齢、幼齢、問題行動等）について、譲受前の飼養管理方法の提示

#### (5) 一時預かり者（ミルクボランティア等）の要件の追加

- ・ 動物の取扱いに係る知識と経験を有すること

### 3 その他改正点

#### (1) 別表及び様式等を整理し、必要事項は要領本文中へ記載

- ・ 譲渡動物選定基準
- ・ 譲渡対象者
- ・ 登録団体等の遵守事項

#### (2) 文言の整理と修正

## 徳島県動物愛護管理センター犬・猫等譲渡要領（案）

### （目的）

第1条 この要領は、犬及び猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について、県民の理解を深めるとともに、「人と動物がともに暮らせる、うるおいと喜びのある地域づくり」を実現するため、徳島県動物愛護管理センター（以下、「センター」という。）に収容された犬及び猫等の譲渡に関し必要な事項を定めるものとする。

### （実施主体）

第2条 譲渡は、センターが実施するものとする。

### （対象動物）

第3条 譲渡の対象動物は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項及び第3項、第36条第2項、並びに狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項、並びに徳島県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年徳島県条例第8号）第19条第1項の規定に基づき、センターに収容された動物で、次項の譲渡動物選定基準に該当するものとする。

なお、譲渡動物の選定に係る観察方法は別に定める。

#### 2 譲渡動物選定基準

（1）離乳しており、望診、触診、その他必要な検査で健康と判断され、一定期間以上の健康管理を実施していること。

（2）人及び社会に順応性があると認められること。

（3）攻撃性のないこと。

（4）伝染性疾患等を疑う症状がないこと。

（5）所有者不明としてセンターに収容された日から収容期限を経過しているか、若しくは前所有者から所有権放棄書が提出されていること。

（6）（1）～（5）には該当しないが、獣医師又は飼育技術を持つ者で、新たな飼い主を探す活動を行っている者又は団体が一時飼育することにより、問題が改善する可能性が高いとセンターが判断するもの。

### （譲渡対象者）

第4条 動物の飼養を希望する者で、次項（1）の譲渡対象者要件を満たす者（以下「一般譲渡者」という。）、又は新たな飼い主を探す活動を行っている団体又は個人（以下「譲渡団体等」という。）であり、次項（2）の譲渡対象者要件を満たし、センターの登録を受けた団体等。

#### 2 譲渡対象者要件

（1）一般譲渡者

- ア 動物を終生適正に飼養管理できる環境であること。
- イ センターが開催する「飼い主をさがす会」講習会を過去1年以内に受講していること。
- ウ 18才以上で、誓約書の内容が遵守できる者であること。  
ただし、飼養者が65才以上の場合は、飼養ができなくなった場合に備え、予め、次の飼養者が決まっていること。この場合、次の飼養者も、譲渡対象者要件を満たすこと。
- エ 飼養にあたり、同居人全員の同意が得られていること。
- オ 飼養場所が借家又は集合住宅の場合は、動物の飼養が承認されていることが文書等により証明できること。
- カ 過去に、動物の愛護及び管理に関する法律（徳島県条例を含む）及び狂犬病予防法に違反し、若しくはその疑いにより、行政機関から複数回の指導、勧告又は措置命令を受けていないこと。
- キ 現に犬を飼養している場合は、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射を受けていること。また、不妊・去勢手術を実施していること。ただし、老齢・疾病等により不妊・去勢手術が困難と判断できる場合等、特別な理由がある場合はこの限りでない。
- ク 現に猫を飼養している場合は、屋内で飼養していること。また、不妊・去勢手術を実施していること。ただし、老齢・疾病等により不妊・去勢手術が困難と判断できる場合等、特別な理由がある場合はこの限りでない。
- ケ その他、センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

## (2) 譲渡団体等

- ア 犬及び猫等を適正に飼養することができる施設等を、徳島県内に有すること。
- イ 徳島県の施策を理解した上で、譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う者であること。
- ウ 誓約書及び遵守事項の内容が遵守できる者であること。
- エ 個人の場合は、18才以上65才未満で、徳島県内に在住していること。  
団体の場合は、団体の活動拠点の所在地が徳島県内であり、かつ、団体の代表者又は支部等の責任者が、18才以上で徳島県内に在住していること。
- オ 多頭飼育に起因して、周辺地域の住民の生活環境が損なわれる事態が生じ、苦情の原因にならないこと。
- カ 飼養場所が借家又は集合住宅等の場合は、飼養場所の管理者等が当該動物の飼養を承認していることを示す文書を提出できること。
- キ 過去に、動物の愛護及び管理に関する法律（徳島県条例を含む）又は狂犬病予防法に違反し、若しくはその疑いにより、保健所等の複数回の指導、勧告又は措置命令を受けていないこと。また、構成員が、過去に譲渡団体として登録の取消処分を受けていないこと。
- ク 飼育にあたり、関係者全員の同意が得られていること。

- ケ 獣医師、愛玩動物飼養管理士等の資格を有する者又は譲渡を受ける動物種について、6ヶ月以上の飼養管理及び譲渡に従事し、動物の取扱いについて正しい知識と経験を有する者を、構成員として、飼養施設の規模や飼養頭数等に対し適切な人数として配置すること。
- コ 現に犬を飼養している場合は、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射を受けていること。また、不妊・去勢手術を実施していること。ただし、老齢・疾病等により不妊・去勢手術が困難と判断できる場合等、特別な理由がある場合はこの限りでない。
- サ 現に猫を飼養している場合は、屋内で飼養していること。また、不妊・去勢手術を実施していること。ただし、老齢・疾病等により不妊・去勢手術が困難と判断できる場合等、特別な理由がある場合はこの限りでない。
- シ 離乳前の動物、疾病や障害のある動物等、その飼養管理に特に配慮が必要な動物を取り扱う場合は、その取扱に習熟していること及び事前に飼養管理の方法を提示できること。

#### (譲渡団体等の登録)

#### 第5条

- (1) 譲渡団体等として登録をしようとする際は、譲渡団体等登録申請書（様式5）及び団体構成員（活動協力者）名簿（様式5別紙）を所長あて提出しなければならない。
- (2) 所長は、譲渡団体等登録申請書等が提出されたときは、譲渡団体等登録調査票（様式6）により、飼養施設の事前調査を実施するものとする。
- (3) 所長は、調査の結果、第4条に規定する譲渡対象者の要件に適合していると認められる団体等については、譲渡団体等登録証（様式7）を交付する。
- (4) 譲渡団体等登録証の交付を受けた団体等（以下「登録団体等」という。）は、第6条に掲げる内容を遵守しなければならない。
- (5) 所長は、必要に応じて登録団体等の飼養施設に立入り、第6条に掲げる事項が遵守されているか確認を行うものとする。
- (6) 所長は、登録団体等が、第4条に規定する譲渡対象者の要件に適合しなくなった場合又は第6条に掲げる事項が遵守されていないと認められた場合には、当該事項について指導し、改善が見られない場合には、譲渡団体等の登録を取り消すものとする。
- (7) 登録団体等は、登録申請内容に変更等があった場合については、速やかに登録団体等内容変更届出書（様式9）により、届け出なければならない。
- (8) 登録団体等は、活動を休止又は廃止した場合は、速やかに登録団体等活動休止・廃止届出書（様式10）により届け出るとともに、譲渡団体等登録証を返納しなければならない。

(登録団体等の遵守事項)

第6条 登録譲渡団体は、その活動に際し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 徳島県の動物行政の推進に向けた施策や取組を十分に理解し、その運営に協力すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法及びその他の動物の愛護及び管理に関する法令等を遵守すること。
- (3) 活動において知り得た個人情報及び行政機関が有する非公表の情報を外部に漏らさないこと。なお、登録が抹消された後も同様とする。
- (4) 活動に際しては、徳島県の動物行政に誤解を招く又は支障を来す行為を行わないこと。
- (5) 他の登録ボランティア、センター来所者及び職員に対して、人権を尊重し、いかなる誹謗中傷も行わないこと。
- (6) センターが開催する会議及び研修会等に積極的に参加すること。
- (7) 活動に際しては、センターの助言、指導に従うこと。
- (8) 定期的に清掃・消毒等を行うなどして飼養施設を適切に管理し、かつ、動物を適正に飼養して、多頭飼育等で周辺地域の住民の生活環境が損なわれる事態が生じ、苦情の原因にならないようにすること。
- (9) 新たな飼い主を決定する場合は、第4条第2項(1)ア及びウ〜クに規定する譲渡対象者要件に適合することを条件とすること。
- (10) 新たな飼い主が決定した場合は、速やかにセンターに譲渡報告書(様式12)を提出すること。また、センターへ譲渡報告書による情報提供をすることに関して、新たな飼い主に対して、事前に承諾を得ること。
- (11) センターから成犬を譲り受ける場合は、譲り受ける際に狂犬病予防法に基づいた登録及び狂犬病の予防注射を実施すること。ただし、当該年度の狂犬病予防注射の実施が既に実施されている場合を除く。また、既に登録されている犬については、市町村へ登録事項変更届を提出し、譲り受けた後30日以内にセンターへ報告すること。
- (12) 成犬については、新たな飼い主に譲渡後30日以内に犬の登録事項の変更届けをさせること。
- (13) 子犬については、新たな飼い主に譲渡後、推定年齢で生後90日を経過した日から30日以内に、犬の登録及び狂犬病予防注射が実施されているかどうか、新たな飼い主に対して確認を行い、センターに報告すること。
- (14) 不妊・去勢手術が未実施の動物については、できるだけ速やかに不妊・去勢手術を実施し、様式13によりセンターへ報告すること。なお、逸走のおそれが高い動物を譲り受ける際には、直ちに不妊・去勢手術が実施されるよう、予め手術の計画を立てておくこと。
- (15) 誓約書の内容を遵守すること。

(譲渡申請書等の提出)

## 第7条

### (1) 一般譲渡者

譲渡を受けようとする者は、譲渡会開催日の1週間前までに譲渡申請書(様式1)をセンターへ提出しなければならない。

### (2) 登録団体等

譲渡を受けようとする場合は、事前に譲渡申請書(様式第8)をセンターへ持参しなければならない。

なお、第3条第2項第6号に規定される動物を譲り受けようとする際には、予め、当該動物の飼養管理方法を提示すること。

(譲渡前審査)

第8条 所長は、譲渡申請書が提出されたときは、申請書の内容を確認するとともに、第4条に掲げる譲渡対象者の要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしている者についてはこれを受理し、一般譲渡者へは「飼い主をさがす会」講習会を通知する。また、要件に適合しない者については、その旨を通知する。

(譲渡)

## 第9条

(1) 一般譲渡者への譲渡は、センターが開催する譲渡会において、譲渡申請書の提出があった者に、譲渡する犬及び猫等に関する情報を告知することにより行うものとする。

(2) 登録団体等への譲渡は、申請の都度行うものとする。

(3) 譲渡は、一般譲渡者への譲渡を優先するものとし、譲渡の希望がない場合に登録団体等へ譲渡するものとする。

(4) 譲渡時には、犬及び猫等の飼養管理に必要な事項を指導するとともに、誓約書(一般譲渡者は様式3、登録団体等は様式11)を求めるものとする。また、提出された誓約書の写しを譲渡者に渡し、誓約事項について再度確認をとることとする。

(譲渡に係る料金の納入)

## 第10条

(1) 所長は、一般譲渡者から、動物の健康管理等の実施に要する経費(以下「健康管理等経費」という。)として、次の経費を徴収するものとする。

犬 : 14,000円

猫 : 12,000円

(2) この経費の徴収に関することは、徳島県会計規則に則り行うこととする。

(3) 第4条第2項第2号に定める登録団体等への譲渡については経費は徴収しないものとする。

(譲渡後調査及び報告)

第11条

- (1) 一般譲渡者は、原則として譲渡日から半年を経過した後に、飼養状況調査票(様式4-1又は4-2)によるアンケート調査を実施するものとする。
- (2) 所長は、登録団体等に、新たな飼い主への譲渡状況及び譲渡後の飼養状況について、譲渡報告書(様式第1.2)を提出させるものとする。また、1年間の団体等活動報告書(様式第1.4)を提出させるものとする。
- (3) 所長は、個人及び登録団体等への譲渡後に実施するアンケート調査等の結果、必要に応じて、動物愛護管理センター又は総合県民局担当者及び徳島県動物愛護推進員による、飼養状況の確認のため立入を実施するものとする。なお、その結果、飼養状況等に問題がある場合は、飼養者に対して改善指導を実施し、必要と認める場合、当該動物を返還させることができるものとする。

(譲渡動物の一時保管)

第12条

- (1) 所長は、収容した動物の譲渡機会の増加を目的として、センター以外での飼養保管が望ましいと判断する場合には、譲渡までの間、その一時保管を希望する者(以下「一時預かり者」という。)に依頼することができるものとする。
- (2) 一時預かり者は、第4条第2項第1号に規定する要件を満たし、且つ、預かる動物種について、6ヶ月以上の飼養管理経験があり、動物の取扱いについて正しい知識と経験を有する者とする。
- (3) 一時預かり者は、譲渡動物一時保管申請書(様式1.6)及び誓約書(様式1.7)をセンターに持参により提出しなければならない。
- (4) センターは、提出された誓約書の複写を申請者に渡し、再度誓約内容について確認した上で、当該譲渡動物を預けるものとする。
- (5) 一時保管にあたって、問題が生じた場合は、センター又は総合県民局担当者等が、必要に応じて、立入調査を実施するものとする。

(譲渡希望動物の試用保管制度)

第13条

- (1) 第4条第1項に規定する一般譲渡者のうち、成犬の譲渡を希望する者については、飼い主との相性確認を目的として、30日間未満に限り試用保管できるものとする。
- (2) 試用保管希望者は、譲渡動物試用保管申請書(様式1.8)をセンターに提出することとする。
- (3) 試用保管後、譲渡が成立した場合の手続きは、第9条の規定に準ずるものとする。また、譲渡が不成立であった場合は、譲渡希望者は速やかに動物をセンター

に返還することとする。

(犬の登録及び狂犬病予防注射)

第14条 犬の譲渡を受けた者は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条及び第5条の規定に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射を実施しなければならない。

(委任)

第15条 この要領に定めのない事項については、所長が別に定める。

付則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年 6月20日から施行する。

附則

この要領は、平成24年 3月 1日から施行する。

ただし、第5条に定める事項については、平成24年4月1日から施行、第10条に定める事項については、平成27年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

付則

この要領は、令和元年 6月 1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年 月 日から施行する。

## 4 その他

### 徳島県動物愛護推進計画について

#### 1 策定の根拠

法第6条および動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下、「基本指針」という。)に即して、地域の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定するものとする。

#### 2 計画変更の趣旨

法第6条に基づき、令和元年度から令和10年度まで、徳島県が実施する動物愛護管理に係る各種施策の推進方策を示したものとして策定した。

令和元年6月に法改正が行われ、さらに令和2年4月30日に基本指針が見直され、これにより各都道府県における動物愛護推進計画について、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間としている。

このことから、徳島県においても令和元年度から運用を開始した動物愛護推進計画について、再度見直しを行っていく。

#### 3 現計画について

##### ①計画期間

令和元年度から令和10年度まで 10年間

##### ②施策別取組み

- 1 連携、協働による施策の推進
- 2 飼い主責任の徹底と適正飼養の更なる推進  
【人と動物の調和社会の実現に向けて】
- 3 地域における取組みに対する支援
- 4 助けられる犬・猫の殺処分ゼロに向けての取組み  
【譲渡交流拠点施設「きずなの里」の活用】  
【県際間広域譲渡の拡大】【ボランティアとの協働】
- 5 学校における動物愛護の啓蒙啓発の推進
- 6 動物取扱業者等の社会的責任の明確化と指導
- 7 人と動物の共通感染症対策

##### ③主な指標となる実績

○助けられる犬猫殺処分頭数

平成29年度 398頭

令和10年度 0頭 (目標)

○犬猫譲渡及び返還頭数

平成29年度 譲渡数 318頭、返還頭数 171頭

令和10年度 助けられる犬猫の譲渡・返還頭数割合 100% (目標)

○マイクロチップ装着頭数

平成29年度 7,452頭

令和10年度 県内で販売される犬猫の装着割合 100% (目標)

○ボランティア登録人数

平成29年度 134人

令和10年度 320人 (目標)

4 見直しが必要な点

① 計画期間 令和3年度から令和12年度まで 10年間

② 主な指標となる数値

○助けられる犬猫の殺処分頭数

平成29年度 398頭

令和12年度 0頭 (目標)

○犬猫譲渡及び返還頭数

平成29年度 譲渡数 318頭, 返還頭数 171頭

令和12年度 助けられる犬猫の譲渡・返還頭数割合 100% (目標)

○マイクロチップ装着頭数

平成29年度 7,452頭

令和12年度 県内で販売される犬猫の装着割合 100% (目標)

○ボランティア登録人数

平成29年度 134人

令和10年度 320人 (目標)

令和12年度 360人 (目標)

5 今後の方針

○次回推進協議会にて変更案について協議

第2回動物愛護推進協議会開催予定 11から12月頃

○推進計画の変更 4月1日